

# 会議要旨

会議の名称	世田谷区インクルーシブ教育ガイドライン作成委員会（第6回）
開催日時	令和6年5月22日（水曜日）午後1時30分から午後3時05分まで
場 所	教育総合センター 2階研修室 「ほし」
出 席 者	東京家政大学特任教授、中央大学教授、世田谷区立小学校特別支援コーディネーター、世田谷区立中学校特別支援学級主任、世田谷区帰国・外国人教育相談室長、学校教育部長、教育総合センター長、障害施策推進課長、学校経営・教育支援担当副参事、支援教育課長、乳幼児教育・保育支援教育課長、幼児教育専門官、教育指導課統括指導主事、教育相談課指導主事、支援教育課指導主事、支援教育課係員
出 席 者 (オンライン)	東京学芸大学附属小金井小学校教諭、東京都立久我山青光学園統括校長
欠 席 者	東京都立光明学園統括校長、世田谷区立小学校長会代表、世田谷区立中学校長会代表、人権・男女共同参画課長、支援教育課係長

## 会議概要・質疑事項・回答内容

### 1 せたがやインクルーシブ教育ガイドライン [骨子案] について

#### (1) 全体構成について

- ① 第6章の「6-1 インクルーシブ教育とは」を第2章の前に記載し、国際的なインクルーシブ教育の動向を把握した上で、区の基本理念に障害に限らず、さまざまな背景の子どもを対象とすることを示すのが望ましい。
- ② 学校から地域に向けたガイドラインであるが、各章に誰に対して読んでほしいものなのかをサブタイトルなどで示した方が分かりやすいと思われる。
- ③ 本ガイドラインは、オール世田谷で共生社会を創っていくために共通の認識を示すためのものとして、マニュアル化しないことが必要である。個々の詳細な部分は他のガイドラインやマニュアルに委ねる形で良い。

#### (2) 第1章から第3章までについて

- ① 第1章に、なぜインクルーシブ教育を進めるかを、差別や人権侵害、分離が差別につながる点を踏まえて、しっかり記載すべきである。インクルーシブな社会を目指すうえで、教育の現場で分離があってはならないことを、すぐにできなくても示していくべき。
- ② 障害に限らずに、多様な子どもたちを対象にすることについて、整理して分かりやすく示すことが必要である。また、区の条例などとの整合性や重なりについても整理した方が良い。

(3) 第4章から第5章までについて

- ① 「気付き」には、障害や必要な支援に気付くといったことではなく、尊重し合うことや、良いところを見つけることのほか、困っていない子どもが、困っている子どもがいることに気づくといった視点もある。
- ② 「選択」として選択肢を示すのではなく、「リーズナブルアコモデーション」として、合理的に調整をしていく視点が必要である。
- ③ コンセプトを大きな概念で示すと、実際に何をすべきかという、読み手の行動変容や意識変革をどのように促せるのかは考える必要がある。

(4) 第6章について

- ① 障害の社会モデルだけでなく、人権モデルについても記載すべきである。この障害のモデルのことは第1章の後に記載することが、誤解なく、読みやすさの点で良い。
- ② 第6章では、読み手が現状を踏まえたうえで、どう変えていくかを考えてもらうことを示唆する章としたい。

(5) 第7章から第8章まで

- ① 8章は誰が何を取組むのかを記載しないと、当事者意識を持ってないと思う。
- ② 良かれと思ったことが実は差別といった事例を示せると良い。また、人権侵害時の人権救済の方法をどこかに書いた方がいい。
- ③ 就学相談や支援のあり方、特別支援学級に通学する子どもの人数の長期的な目標なども示せるか検討が必要である。

## 2 事務連絡

- ・ 次回は6月末～7月上旬の予定。詳細が決まり次第、連絡・周知する。
- ・ 今年度内の策定に向けたスケジュールについて。

事務局

教育指導課・支援教育課